

見積合せにおける指名業者名の公表について

見積合せにおける公正な競争の促進、透明性の確保、不正行為の排除等、より一層の改善を図るため、「見積合せ執行前」に公表している工事、製造の請負、測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入に係る指名業者名について、入札と同様に「見積合せ執行後」に変更します。

○適用時期

平成26年2月1日以降に指名通知を行う見積合せより

○適用範囲

全ての見積合せ